

再生土等の埋立て等に係る行政指導指針（概要）

【目的】

再生土等の埋立て等による土壌、地下水等の汚染及び崩落等の災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境の保全に資するため、事業者等を指導するに当たり、共通する指導指針を定める。

【定義】

再生土等：建設汚泥その他の産業廃棄物を中間処理施設において中間処理し、有用な資材として再生したもの（廃棄物を除く）

埋立て等：再生土等を利用した土地の埋立て、盛土及びたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く）を行う行為

【対象事業】

埋立面積 3,000㎡以上（公共工事等を除く）

【各主体の責務】

1 県 2 埋立事業者 3 中間処理業者 4 土地所有者

【埋立事業者等に対する指導】

【指導の方針等】

1 指導の方針

県は、埋立事業者等がこの行政指導指針に基づく行政指導を遵守するよう適時適切に要請を行う。

2 埋立て等の状況把握等

市町村と連携して埋立て等の状況を把握し、不適正な埋立て等が行われることのないよう監視及び指導する。

3 検査等

不適正な埋立て等が疑われる場合には、廃掃法又は残土条例に基づき、

ア 土質の分析検査

イ 報告徴収、立入検査 を行う。

4 不適正事案への対処

再生土等により埋立て等を行うとしながら、廃棄物又は土砂等を利用した埋立て、盛土及びたい積の行為が疑われる場合は、廃掃法又は残土条例に基づき厳正に対処する。

【埋立事業者に対する指導】

1 情報の収集

県は、埋立て等について情報収集。

2 協議の伝達

各法律又は条例許認可等担当課（出先機関）は、廃棄物指導課（地域振興事務所）と協議するよう事業者に伝達する。

3 計画書等の提出

事業者に対し、埋立て等を行う前に、埋立て等に係る計画書等を提出するよう指導する。

4 安全基準等の遵守

事業者に対し、土壌の安全基準及び埋立て等の構造基準の遵守を指導し、土壌等の汚染等が発生した場合は、埋立事業者が責任を持って対処するよう指導する。

5 標識の掲示

事業者に対し、埋立て等の期間中、標識の掲示を指導する。

6 立入調査等

提出書類を基に監視活動を行い、必要に応じ、事業者の同意を得て、立入調査等を実施。

7 完了届の提出

事業者に対し、埋立て等が完了したときは、完了届を提出するよう指導する。

【中間処理業者に対する指導】

中間処理業者に対し、中間処理を行う産業廃棄物の種類、処理量等及び中間処理後の再生土等の種類、販売先、販売量等に係る報告書を提出するよう指導する。

【指導体制】

1 関係部局で構成する庁内連絡会議における調整

2 許認可等担当課からの情報提供

3 地域振興事務所・市町村等による地区連絡会議等における調整

4 廃棄物指導課と地域振興事務所の指導区分

10,000㎡以上 廃棄物指導課

10,000㎡未満 地域振興事務所